

産業用無人航空機運用要領

制定 平成 2 年 5 月 15 日 2 農航発第 130 号
最終 平成 27 年 12 月 3 日 27 農航発第 418 号

(目的)

第 1 条 この要領は、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知）等に基づき、農林水産業において使用する無人航空機の安全かつ効率的な利用を推進するにあたって必要な事項を定め、もって無人航空機利用の適正な推進と農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において産業用無人航空機（以下「無人航空機」という。）とは、航空の用に供することができる回転翼航空機であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行なうことをいう。）により飛行させることのできるものであって、農林水産業用に使用するものをいう。

- 2 前項において、1 軸または 2 軸のローターを有するものを「産業用無人ヘリコプター」（以下、「無人ヘリ」という。）、3 軸以上のローターを有するものを「産業用マルチローター」（以下「マルチローター」という。）という。
- 3 産業用無人航空機用散布装置（以下「散布装置」という。）とは、無人航空機に装着して農薬、肥料、種子若しくは融雪剤その他の農業資材を散布又はその他の作業を行うための装置であって、作業目的に適応した無人航空機等用の特殊装備品をいう。

(無人航空機及び散布装置の性能確認)

第 3 条 一般社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）は、無人航空機及び散布装置（以下「無人航空機等」という。）について、一般社団法人農林水産航空協会長（以下「協会長」という。）が別に定めるところにより性能等を確認するものとする。

- 2 協会長は、前項により性能等を確認したものについてその旨を証する証票を交付するものとする。

(登録)

第 4 条 無人航空機等の所有者は無人航空機及び散布装置を取得、譲渡、貸与、返却、抹消・再登録、廃棄したときは、認定整備事業所を経由してすみやかに協会長に登録申請するものとする。

- 2 協会長は、前項の申請があった無人航空機等について、これを登録するものとする。
- 3 無人航空機等を販売する者、所有者及び使用者は、無人航空機等を販売、譲渡又は貸与するときは、相手方に対して、用途の限定、損害保険の加入等について周知させるものとする。

(保管・点検・整備・廃棄)

第5条 無人航空機等の所有者又は使用者は、その適正な保管・管理に努めるとともに整備事業所において定期点検・整備を行うものとする。

- 2 協会長は、前項の定期点検・整備を行ったことを確認したときは、その旨を証する証票を交付するものとする。
- 3 無人航空機等の所有者は、無人航空機等を廃棄するときは、法令に従って適正に処理しなければならない。

(教習施設)

第6条 協会長は、無人航空機等を安全かつ適正に利用するために従事するオペレーターの養成を的確に行うため、別に定める「産業用無人航空機教習施設指定基準」により、教習施設の指定を行うものとする。

- 2 協会長は、前項による指定を行った教習施設に対し、その旨を証する指定証を交付するものとする。

(オペレーター及びオペレーター指導員の認定)

第7条 協会長は、別に定める「産業用無人航空機等オペレーター技能認定基準」により、産業用無人航空機等オペレーター（以下「オペレーター」という。）及び産業用無人航空機等オペレーター指導員（以下「指導員」という。）の技能を確認するものとする。

- 2 協会長は、前項による技能を確認した無人航空機等オペレーターに「無人ヘリコプターオペレーター技能認定証」又は「産業用マルチローターオペレーター技能認定証」（以下「技能認定証」という。）を、指導員に「無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証」又は「産業用マルチローターオペレーター指導員認定証」（以下「指導員認定証」という。）を、それぞれ交付するものとする。
- 3 オペレーターは、技能認定証に記載された操作機種、技能区分に限り機体を操作できるものとする。
- 4 指導員は、指導員認定証に記載された操作機種、技能区分に限り機体を操作、指導できるものとする。
- 5 オペレーター及び指導員は、善良な利用者として無人ヘリ等を操作し、適正に管理するものとする。

(ナビゲーター)

第8条 無人航空機等による作業の安全を確保するため、オペレーターはナビゲーターとともに作業に従事するものとする。

(作業の基準)

第9条 無人航空機等による諸作業は、航空法、農薬取締法その他の関係法令並びに農林水産省が定める「空中散布等の基準」に従って行なわなければならない。

(散布資材等)

第10条 農薬及び肥料その他の農業資材は、法律による登録を受けたものを、定められた方法で使用しなければならない。

(無人航空機等運用管理者)

第 11 条 無人航空機等を複数機運用しようとする者は、無人航空機等の安全かつ効率的な運用を確保するため、実務経験等を考慮し、無人航空機等安全運用管理者をおくものとする。

- 2 安全運用管理者は、オペレーター、ナビゲーター等従事者に対する安全指導、運用計画の立案・管理、従事者の健康管理等を行うものとする。

(無人ヘリ協議会等への連携、協力)

第 12 条 オペレーターその他の関係者は、都道府県、地域等で組織された無人ヘリコプター等協議会等と連携し、安全かつ効率的な産業用無人航空機等利用の推進に協力するよう努めるものとする。

(無人ヘリ等利用状況の把握)

第 13 条 協会は、無人ヘリ等利用の安全かつ円滑な推進を図るため、毎年度、都道府県の協議会等を通じ、利用計画及び利用実績を把握するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 14 条 協会は、無人航空機等の所有者及びオペレーターその他の関係者に対し、機体の安全使用、散布資材及び散布飛行諸元等に係る技術情報の提供に努めるものとする。

(技術開発・普及・支援)

第 15 条 協会は、第 3 条から第 14 条に掲げる事項を行うほか、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 無人航空機等の利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効率的な技術の開発・改善並びに普及
- (2) 農林水産業その他の分野における無人航空機等利用の健全な発展の推進
- (3) 前項の目的達成に資するための無人航空機利用者組織の育成・指導及び支援

(個人情報の取り扱い)

第 16 条 協会は、第 4 条及び第 7 条の規定により提出された個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、適正に管理するものとする。ただし、国、地方公共団体等から正式な要請があり、かつ、その利用目的が、公共の利益の確保もしくは無人航空機等の安全かつ適正な利用の推進のために必要であると認められる場合には、文書開示できるものとする。

- 2 協会は、提出された個人情報について、本人確認、技能保有程度の確認及び本人に対する文書・情報等の送付の目的にのみ使用するものとする。
- 3 協会は、開示を希望しない者の申し出を受けるものとする。

(読み替え)

第 17 条 この要領の施行の際現に産業用無人ヘリコプター運用要領(平成 2 年 5 月 1 5 日付け 2 農航発第 1 3 0 号) 第 7 条第 2 項に定める産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定を受けているオペレーターは、この要領に定める無人航空機オペレーター技能認定を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、産業用無人ヘリコプター技能認定証の有効期間の残存期間とする。

(付則)

この要領は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。